

議題 1（委員会決裁事項（規則第 3 条第 6 号））

知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた令和 4 年 5 月定例府議会に提出予定の次の議案については、異議がないものと決定する。

令和 4 年 5 月 17 日

大阪府教育委員会

○事件議決案

- 1 大阪府立生野支援学校における生徒の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件

○条例案

- 1 職員の退職手当に関する条例一部改正の件
- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	大阪府立生野支援学校における生徒の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件	大阪府立生野支援学校において発生した生徒の負傷事案に関して、損害賠償の額を決定し、民法第695条の規定により和解するため、議決を求めるもの。

○条例案

番号	件名	概要
1	職員の退職手当に関する条例一部改正の件	<p>国家公務員退職手当法の改正により、雇用保険法に基づく地域延長給付に相当する金額を退職手当として支給する特例措置の対象が令和7年3月31日以前の退職者までとされたことに伴い、失業者の退職手当に関する特例について同趣旨の改正を行う。</p> <p>施行日：公布の日ほか</p>
2	職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件	<p>教育職員の勤務時間の管理をより柔軟に行うため、勤務日間において1時間単位で勤務時間を割り振ることができることとしたことに伴い、1時間単位で勤務時間の割振りを行った日についても教員特殊業務手当を支給することができることとする。</p> <p>施行日：公布の日</p>

第5号議案

大阪府立生野支援学校における生徒の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件

平成28年5月30日大阪府立生野支援学校において発生した生徒の負傷事故に関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により和解する。

令和4年5月20日提出

大阪府知事 吉村 洋文

1 損害賠償の額 2,776,155円

2 和解の相手方及び内容

相手方住所	氏名	内容
大阪市天王寺区	田村 直幸	<ol style="list-style-type: none">1 大阪府は、相手方に対し、大阪府立生野支援学校において発生した生徒の負傷事故(以下「本件」という。)に関する損害賠償金として、金2,776,155円の支払義務があることを認める。2 大阪府は、相手方に対し、本和解成立から3週間以内に、1の金員を、相手方が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、大阪府の負担とする。3 相手方と大阪府は、本件に関し、1及び2に定めるもののほか、何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。

大阪府条例第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1―55（略）</p> <p>（失業者の特例）</p> <p>56 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは</p> <p>「ロ 雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法附則第二項ハ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とする。</p>	<p>附則</p> <p>1―55（略）</p> <p>（失業者の特例）</p> <p>56 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは</p> <p>「ロ 雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法附則第五項第一項に規定する地域内に居住し、かつ、第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）」とする。</p>

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2―10（略）</p>	<p>（失業者の退職手当）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2―10（略）</p>

11 (略)
一―四 (略)
五 公共職業安定所、職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事の指示した雇用保険法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同項に規定する移転費

11 (略)
一―四 (略)
五 公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事の指示した雇用保険法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同項に規定する移転費

12―17 (略)

12―17 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、令和四年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年大阪府条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教員特殊業務手当) 第十八条 (略) 一―三 (略)</p> <p>四 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)又は補習若しくは講習(正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)における児童又は生徒に対する指導の業務で、勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日(以下「週休日」という。)若しくは勤務時間条例第七条第二項に規定する知事が指定する日、勤務時間条例第九条第二項に規定する休日若しくは勤務時間条例第十条第一項に規定する代休日(以下これらを「指定日等」という。)又は指定日等に当たたる日以外の正規の勤務時間が三時間四十五分若しくは四時間である日(これに相当するものとして人事委員会規則で定める日を含む。以下「四時間勤務日等」という。)に行うもの</p>	<p>(教員特殊業務手当) 第十八条 (略) 一―三 (略)</p> <p>四 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)又は補習若しくは講習(正規の教育課程に基づかない学習指導で、学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)における児童又は生徒に対する指導の業務で、勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日(以下「週休日」という。)若しくは勤務時間条例第七条第二項に規定する知事が指定する日、勤務時間条例第九条第二項に規定する休日若しくは勤務時間条例第十条第一項に規定する代休日(以下これらを「指定日等」という。)又は指定日等に当たたる日以外の正規の勤務時間が三時間四十五分若しくは四時間である日(以下「四時間勤務日等」という。)に行うもの</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。